

## 第2章 公告式

### ○多摩六都科学館組合公告式条例

(平成2年6月11日 条例第1号)

**改正** 平成5年11月1日 条例第8号 | 平成15年8月1日 条例第2号  
平成10年3月3日 条例第1号 |  
平成13年1月19日 条例第1号

(趣旨)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条による公告式は、この条例に定めるところによる。

(条例の公布)

**第2条** 条例を交付しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の表の掲示場に掲示してこれを行う。

東京都西東京市芝久保町五丁目10番64号	多摩六都科学館前
東京都小平市小川町二丁目1333番地	小平市役所前
東京都東村山市本町一丁目2番地3	東村山市役所前
東京都清瀬市中里五丁目842番地	清瀬市役所前
東京都東久留米市本町三丁目3番1号	東久留米市役所前
東京都西東京市五丁目6番13号	西東京市役所前

(規則に関する準用)

**第3条** 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

**第4条** 規則を除くほか、管理者の定める規定で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

**第5条** 前2条の規定は、議会その他組合の機関の定める規則及び規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、第3条において準用する第2条第1項中「管理者」とあるのは「当

該機関を代表する者」と、第4条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関を代表する者」と、「管理者印」とあるのは「当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

#### **附 則**

この条例は、公布の日から施行し、平成2年6月1日から適用する。

#### **附 則**（平成5年11月1日条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年12月1日から施行する。

#### **附 則**（平成10年3月3日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年1月6日から適用する。

#### **附 則**（平成13年1月19日条例第1号）

この条例は、平成13年1月21日から施行する。

#### **附 則**（平成15年8月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。